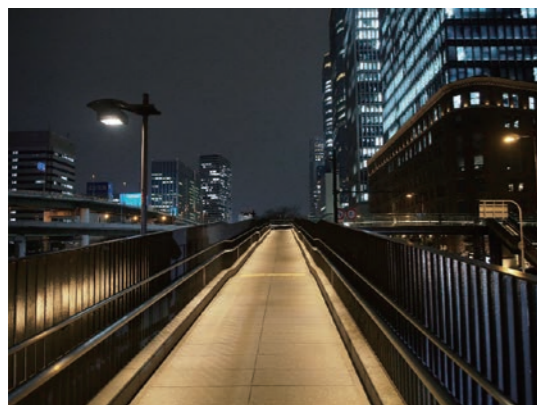
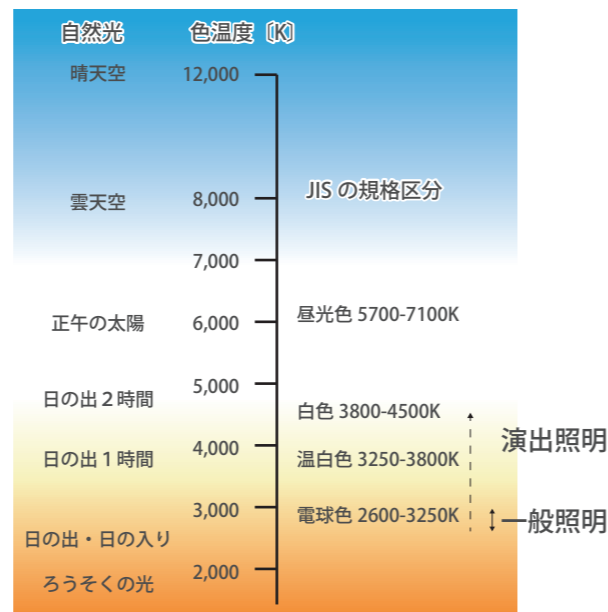


公共工作物

項目	ゾーン・制限事項
道路・公園(幅員12mを超える道路の新設、外観を変更することとなる改良、面積2,500㎡を超える公園の新設、外観を変更することとなる改良)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。</li> <li>2. 屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。</li> <li>3. 景観形成のポイントとなっている樹木を保全し、これを活かした整備とすること。</li> <li>4. 本景観地区にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を2800Kから3000Kとすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度4500Kまで使用できるものとする。</li> </ol>
高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの、橋りょうその他これに類するものでその延長が5mを超えるもの(新設及び外観を変更することとなる改良)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。</li> <li>2. 屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。</li> <li>3. 親柱、高欄等の意匠やポイントとなるファニチャー類、緑化等による演出により工夫したものとする。</li> <li>4. 本景観地区にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を2800Kから3000Kとすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度4500Kまで使用できるものとする。</li> </ol>



照明の色温度を 3000K 程度とした事例

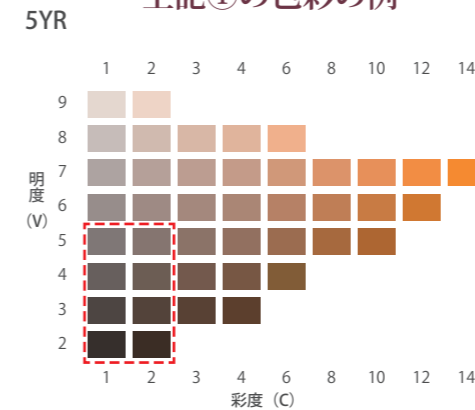


色温度のイメージ

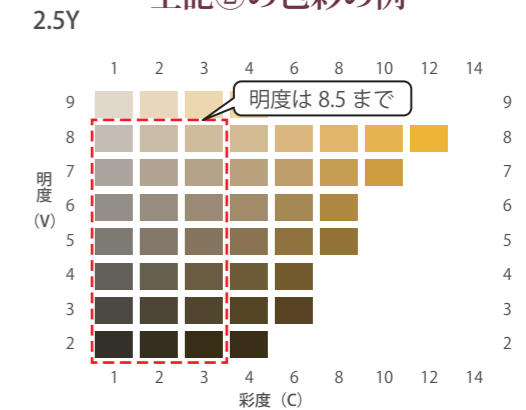
工作物共通

項目	ゾーン・制限事項																		
色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。</li> <li>2. マンセル表色系による色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス(透明、乳白色)等を使用する部分は除く。</li> </ol> <p>① 高さ5mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR・Y・GY</td> <td>5以下</td> <td>1~2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、つやのある金属色、原色、蛍光色等は使用しないこと。 上記に関わらず、建築物に付属する工作物は、建築物の意匠や色彩、周辺景観と調和したものとする。</p> <p>② 高さ1.5mを超え5m以下のもの、高さ5mを超えかつ地上から当該工作物の上端までの高さが10m以下のもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR</td> <td>8.5以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R・Y</td> <td>8.5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>8.5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、つやのある金属色は使用しないこと。</p>	色相	明度	彩度	YR・Y・GY	5以下	1~2	色相	明度	彩度	YR	8.5以下	4以下	R・Y	8.5以下	3以下	その他の色相	8.5以下	2以下
色相	明度	彩度																	
YR・Y・GY	5以下	1~2																	
色相	明度	彩度																	
YR	8.5以下	4以下																	
R・Y	8.5以下	3以下																	
その他の色相	8.5以下	2以下																	

上記①の色彩の例



上記②の色彩の例



形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周辺のまちなみや背景となるものとの調和を図ること。</li> <li>2. 道路境界部分は、主に高木による緑化を行うなど、圧迫感を軽減させる。</li> <li>3. 附属機器や排水管などの配管類は、集約化し目立たせないよう工夫する。</li> </ol>	
高さの制限(地上から当該工作物の上端までの高さ)	C-2,E,F,G,H,I,J-3,J-4	J-1,J-2
	1.5 m	1.0 m

C-2,E,F,G,H,Iの区域において、工作物の高さの制限は、電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備(携帯電話基地局及びこれに類するものを含む)を収容するための施設の設置又は管理に係る行為には適用しない。

## 6. 工作物に関する事項

### 6-2. 関西学院地区 (A,B,C-1,D)

#### 一般工作物

項目	ゾーン・制限事項
携帯電話基地局	屋上、屋根、塔屋に携帯電話基地局及びこれに類するものを設置する場合は、道路、公園等の公共用地から容易に望見できない位置に設けること。 (当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物の壁面と一体的に配置されるもの、またはアンテナ構造物が目立ちにくく景観形成上支障のないものを除く)
太陽光パネル	太陽光パネルを設置する場合、道路、公園等の公共用地から容易に望見できない位置に設けること。 (太陽光パネルを勾配屋根の形状に合わせて設置する場合で、屋根の色彩と調和が図られているものは除く)
道路境界側に設置する垣、さく等	道路に面する垣、さく等の構造は生垣又は透過性のある縦格子さく等とし、緑化の妨げとなるコンクリートブロック等としてはならない。ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りではない。 (1) 門、門柱及び左右10m以下の門の袖壁

#### 公共工作物

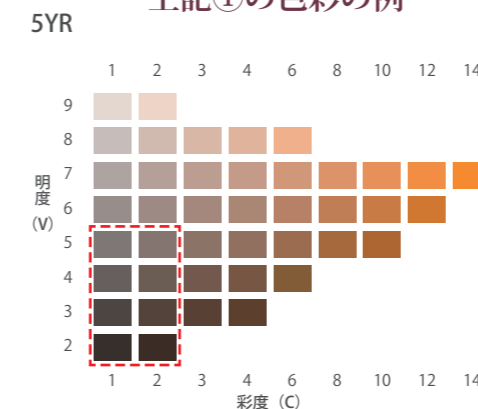
道路・公園(道路及び面積2,500㎡を超える公園の新設、外観を変更することとなる改良)	<ol style="list-style-type: none"> <li>関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。</li> <li>屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。</li> <li>景観形成のポイントとなっている樹木を保全し、これを活かした整備とすること。</li> <li>本景観地区にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を2800Kから3000Kとすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度4500Kまで使用できるものとする。</li> </ol>
高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの、橋りょうその他これに類するものでその延長が5mを超えるもの(新設及び外観を変更することとなる改良)	<ol style="list-style-type: none"> <li>関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。</li> <li>屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。</li> <li>親柱、高欄等の意匠やポイントとなるファニチャー類、緑化等による演出により工夫したものとする。</li> <li>本景観地区にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を2800Kから3000Kとすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度4500Kまで使用できるものとする。</li> </ol>

### 6-2. 関西学院地区 (A,B,C-1,D)

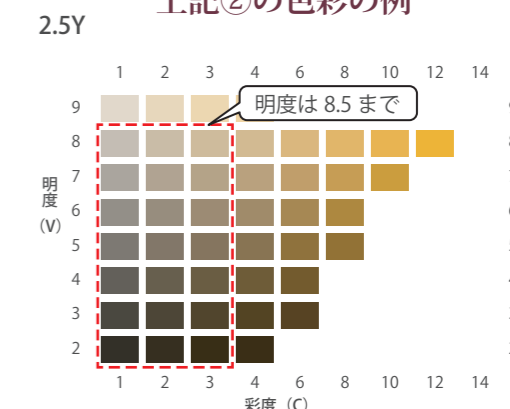
#### 工作物共通

項目	ゾーン・制限事項																		
色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。</li> <li>マンセル表色系による色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス(透明、乳白色)等を使用する部分は除く。 <ol style="list-style-type: none"> <li>高さ5mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR・Y・GY</td> <td>5以下</td> <td>1~2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、つやのある金属色、原色、蛍光色等は使用しないこと。 上記に関わらず、建築物に付属する工作物は、建築物の意匠や色彩、周辺景観と調和したものとする。</p> </li> <li>高さ1.5mを超え5m以下のもの、高さ5mを超えかつ地上から当該工作物の上端までの高さが10m以下のもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR</td> <td>8.5以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R・Y</td> <td>8.5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>8.5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、つやのある金属色は使用しないこと。</p> </li> </ol> </li> </ol>	色相	明度	彩度	YR・Y・GY	5以下	1~2	色相	明度	彩度	YR	8.5以下	4以下	R・Y	8.5以下	3以下	その他の色相	8.5以下	2以下
色相	明度	彩度																	
YR・Y・GY	5以下	1~2																	
色相	明度	彩度																	
YR	8.5以下	4以下																	
R・Y	8.5以下	3以下																	
その他の色相	8.5以下	2以下																	

上記①の色彩の例



上記②の色彩の例



形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>周辺のまちなみや背景となるものとの調和を図ること。</li> <li>道路境界部分は、主に高木による緑化を行うなど圧迫感を軽減させる。</li> <li>附属機器や排水管などの配管類は、集約化し目立たせないよう工夫する。</li> </ol>
高さの制限(地上から当該工作物の上端までの高さ)	15m

工作物の高さの制限は、電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線及びこれらに係る電気通信設備(携帯電話基地局を含む)を収容するための施設の設置又は管理に係る行為には適用しない。

# 7. 開発行為等(緑化、造成等)に関する事項

開発行為等の制限事項については、本地区が長年にわたり風致地区に指定されていたことから、その考え方を引継ぎ、樹林や緑豊かな住宅地の環境など都市における良好な自然的景観を維持・向上していくために、第3種風致地区基準をもとに設定しています。

項目	ゾーン・制限事項	
	G,H以外	G,H
宅地の造成、土地の開墾 その他の土地の形質の変更	1. 形質変更後の土地の地表面の形状その他の状態が、植栽その他の適切な措置を行われることにより、その土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、変更を行う土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 2. 高さが4mを超えるのり(擁壁も含む)を生じる切土又は盛土を伴わないこと。	
木竹の伐採	次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。また、既存の樹木はできる限り保存するものとし、計画上、やむを得ず伐採する場合は復元又は移植すること。 (1) 建築物等の新築等や土地の形質の変更等を行うために必要な最小限度の木竹の伐採 (2) 森林の択伐 (3) 伐採後の成林が確実な森林の皆伐(ただし、1ha以下に限る。) (4) 森林である土地の区域外における木竹の伐採	
土石の採取	土石の採取の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	
水面の埋め立て又は干拓	1. 水面の埋立て又は干拓後の地表面の形状その他の状態が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 2. 当該埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	
屋外*における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	

\*屋外で壁面のない東屋その他これに類するもの下に堆積を行う場合において、当該堆積物が当該土地の外部から望みできる場合も含む。

項目	ゾーン・制限事項																			
	G,H以外	G,H																		
<b>木竹の植栽</b> (敷地内の緑地率、緑化に関する事項)  ●延べ面積10㎡以上の建築物の新築、改築、移転、増築、宅地の造成を行う場合は右の基準を満たす必要があります。	1. 大規模建築物*1、一般建築物共通*2 敷地の緑地率*330%以上とし、風致上有効な位置に、10㎡につき高木(3.5m以上)を1本以上及び中木(1.5m以上)を2本以上植栽する。 健全な生育環境下にある既存樹木及び道路に面するシンボルツリーとして新植する場合は、以下のとおり換算する。(ヤシ及びソテツ類その他これらに類する植物は除く)。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>既存樹木</th> <th>換算本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹周*445cm以上</td> <td>高木2本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm以上</td> <td>高木3本</td> </tr> <tr> <td>幹周 75cm以上</td> <td>高木4本</td> </tr> <tr> <td>幹周 90cm以上</td> <td>高木5本</td> </tr> <tr> <td>幹周 105cm以上</td> <td>高木6本</td> </tr> <tr> <td>幹周 120cm以上</td> <td>高木7本</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>シンボルツリーの新植</th> <th>換算本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高さ5m以上</td> <td>高木2本</td> </tr> </tbody> </table> 2. 大規模建築物 敷地の道路に面する部分の間口緑視率*5は、接する道路毎に15%以上とする。 3. 一般建築物 建築物から道路境界線までの間に高さ2.5m以上の樹木を2本以上植栽*6すること。(ただし、接する道路の間口幅が4m未満の宅地及び敷地面積が90㎡未満の場合は1本以上とする) 4. 道路からの壁面後退部には風致上有効な植栽を施すこと。 5. 既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、場所の特性にふさわしい植栽により将来的な緑の復元を図る。	既存樹木	換算本数	幹周*445cm以上	高木2本	幹周 60cm以上	高木3本	幹周 75cm以上	高木4本	幹周 90cm以上	高木5本	幹周 105cm以上	高木6本	幹周 120cm以上	高木7本	シンボルツリーの新植	換算本数	高さ5m以上	高木2本	1. 大規模建築物 敷地の道路に面する部分の間口緑視率*5は、接する道路毎に15%以上とする。 2. 一般建築物 建築物から道路境界線までの間に高さ2.5m以上の樹木を2本以上植栽*6すること。 (ただし、接する道路の間口幅が4m未満の宅地及び敷地面積が90㎡未満の場合は1本以上とする)
既存樹木	換算本数																			
幹周*445cm以上	高木2本																			
幹周 60cm以上	高木3本																			
幹周 75cm以上	高木4本																			
幹周 90cm以上	高木5本																			
幹周 105cm以上	高木6本																			
幹周 120cm以上	高木7本																			
シンボルツリーの新植	換算本数																			
高さ5m以上	高木2本																			

\*1：大規模建築物：高さ10mを超え、または一の敷地の建築面積の合計が500㎡を超えるもの。

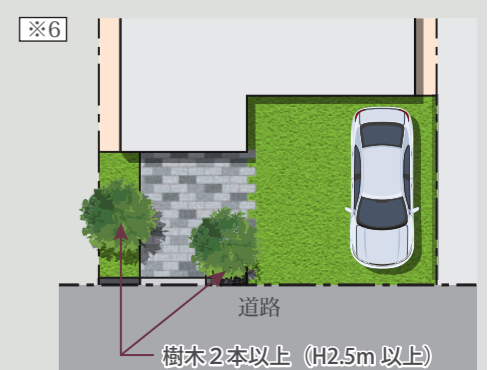
\*2：一般建築物：大規模建築物以外の建築物。

\*3：緑地率=(既存緑地面積+人工(新設)緑地面積)/敷地面積(行為地全体面積)

\*4：地盤面から1.2mの高さの幹周をいう。

\*5：間口緑視率の定義についてはp22、23を参照のこと。

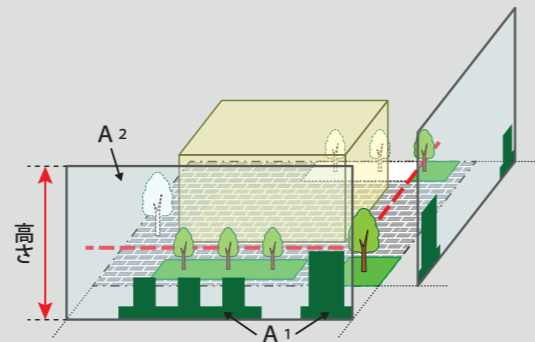
\*6：高さ1mの樹木3本で高さ2.5m以上の樹木1本、高さ1.5m以上の樹木2本で高さ2.5m以上の樹木1本に換算する。





## 間口緑視率について

境界領域における、道路から見える植栽の量を示したものを、敷地の道路に面する部分（敷地間口）における、地上から高さ10mまでの部分の立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合をいう。



$$\text{間口緑視率 (\%)} = \frac{A_1 \text{【立面換算面積】(m}^2\text{)}}{A_2 \text{【緑化対象立面積】(m}^2\text{)}} \times 100$$

$$A_1 \text{(m}^2\text{)} = (\text{高木本数} \times 7.0\text{m}^2) + (\text{中木本数} \times 1.5\text{m}^2) + (\text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5\text{m}^2/\text{m})$$

$$A_2 \text{(m}^2\text{)} = (\text{敷地間口長さ}^*) \times 10.0\text{m}$$

※敷地間口長さは、敷地の道路毎の延長から出入り口に必要の3mを控除する。

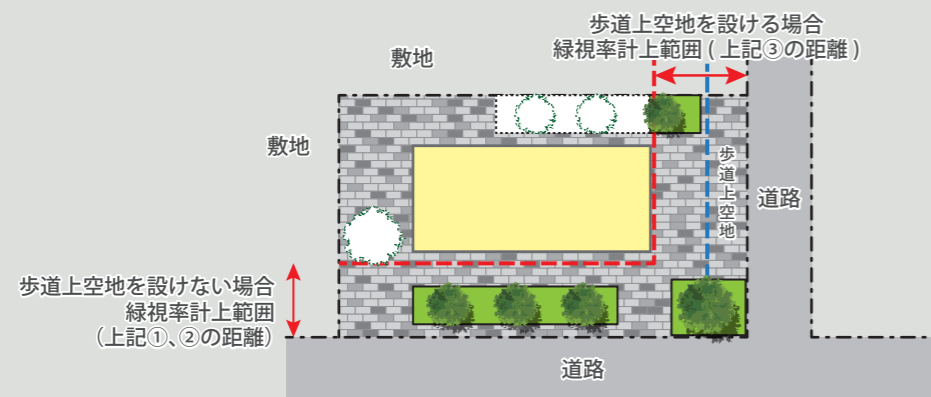
### 1. 立面換算面積の算出には、高木、中木、低木ごとに、下記換算値を使用する。

換算値を超えるサイズの高木を植える場合、および既存樹木を保存する場合は、実寸の立面積を計上することができる。

高木	中木	低木
W=2.0m H=3.5m 7.0m <sup>2</sup> /本	W=1.0m H=1.5m 1.5m <sup>2</sup> /本	H=0.5m 0.5m <sup>2</sup> /m

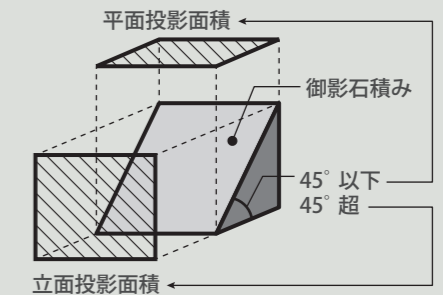
### 2. 間口緑視率への計上は以下の範囲の樹木とする（透過性のない塀などで視認できない部分は除く）。

- ①壁面後退が6m以上の場合は、道路境界から6mまでの樹木を計上
- ②壁面後退が6m未満の場合は、道路境界から3mまでの樹木を計上
- ③歩道状空地を設ける場合にあっては、歩道状空地の建築敷地側境界から3m(壁面後退6m未満)もしくは6m(壁面後退6m以上)を加えた樹木を計上



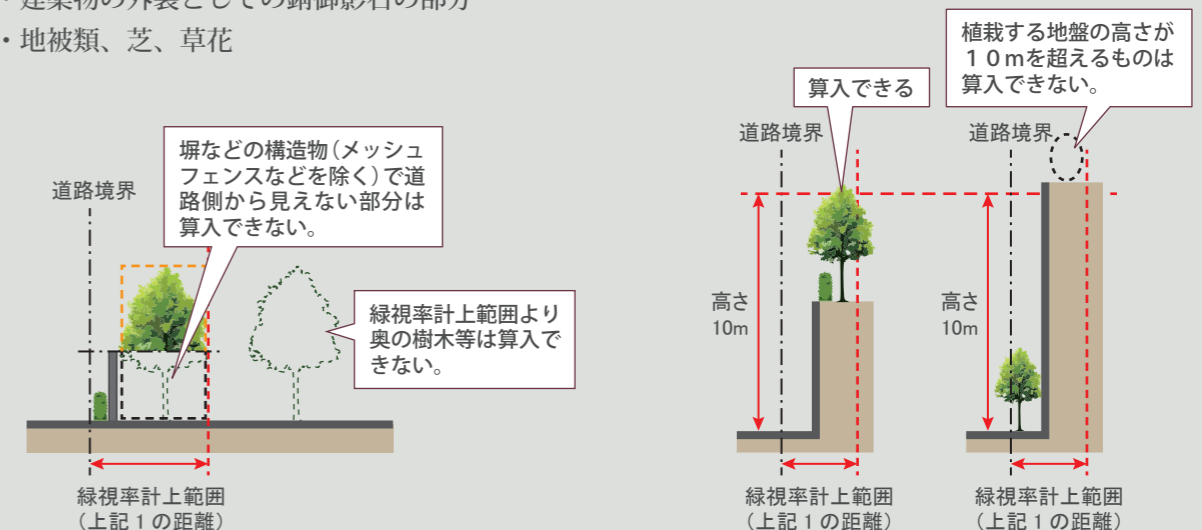
### 3. 錆御影石積みを用いる場合は、A1（立面換算面積）全体に占める割合の1/2を超えない範囲で投影面積\*の1/2を間口緑視率に計上できる。

※その法面の傾斜角が45度を超える場合は立面投影面積で、45度以下の場合は平面投影面積で算定する。



### 4. 間口緑視率に計上できない部分

- ・緑視率計上範囲より奥にある樹木等
- ・透過性のない塀などで道路側から視認できないものおよび部分
- ・植栽する地盤の高さが道路面より10mを超えるもの
- ・道路面からの高さが10mを超える部分の錆御影石の部分
- ・建築物の外装としての錆御影石の部分
- ・地被類、芝、草花



### 5. 間口長さが6m以下の場合、その部分において、間口緑視率基準を適用しない。ただし、その場合も、基準値に近い緑視率を確保するよう努めること。

### 【植栽及び錆御影石積みの例】



低木+中木+高木

低木+高木

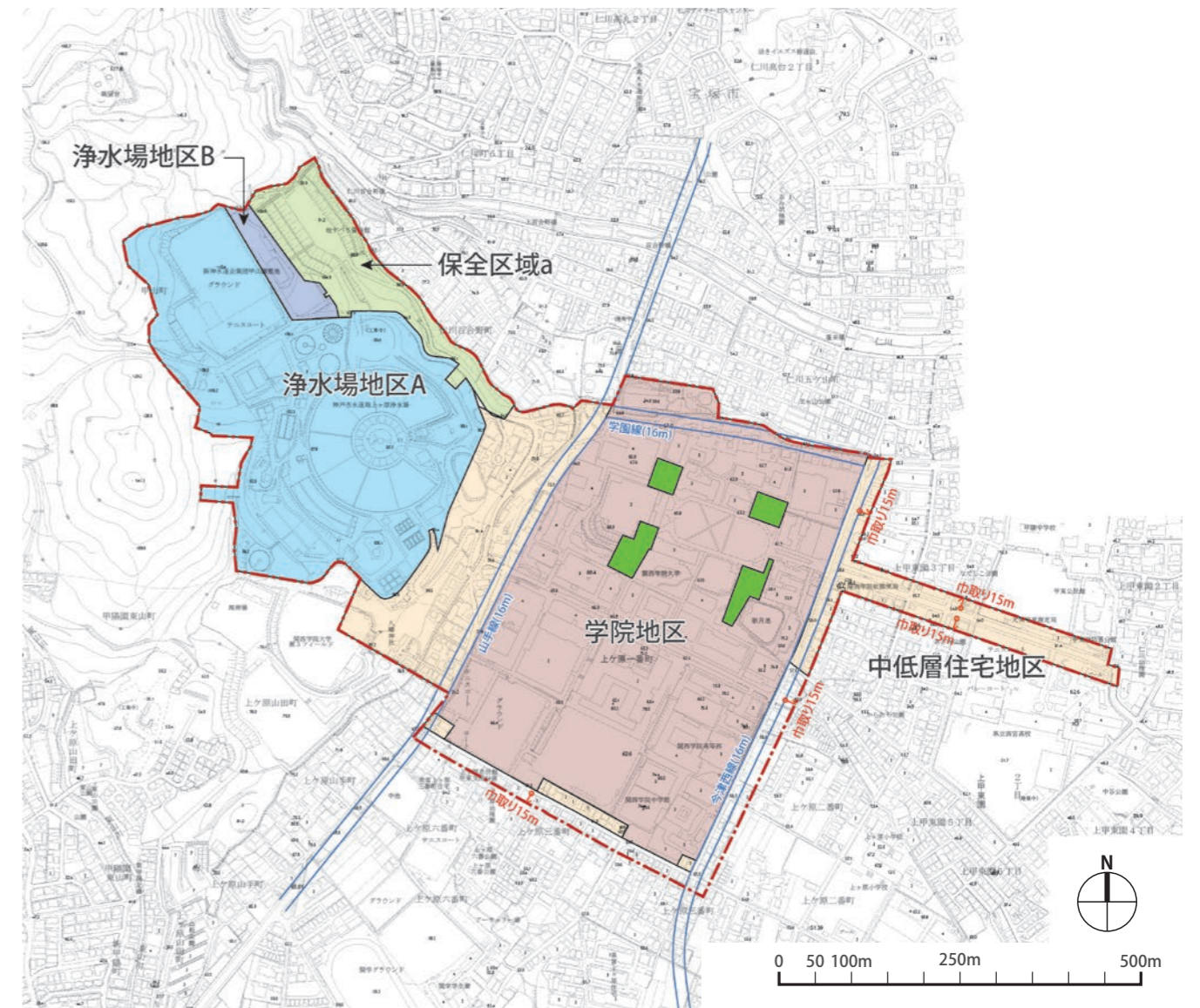
錆御影石積み+生垣



# 関西学院周辺地区 地区計画

項目		内容		
地区計画の目標		本地区は、甲山山麓の上ヶ原台地に位置し、地域のシンボルである関西学院西宮上ヶ原キャンパスや学園花通り周辺の緑豊かな住宅などが相まって、文教住宅都市西宮を代表する景観や住環境を形成している。本地区計画は、こうした関西学院周辺の潤いのある落ち着いたまちなみや住環境の保全・向上を図ることを目標とする。		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	キャンパス景観と調和した緑豊かな中低層の住宅地を保全、育成するよう土地利用を誘導する。		
	地区施設の整備の方針	<p>【学院地区】</p> 関西学院内は市民にも開放されており、キャンパス景観や環境の形成上重要な緑地を地区施設として指定し、その機能が損なわれないよう維持を図る。 <p>【学院地区以外】</p> 道路や緑地等の地区施設は、その機能やまちなみが損なわれないよう維持、増進を図る。		
	建築物等の整備の方針	景観地区における建築物及び工作物の形態意匠等の制限とともに、現在のゆとりと風格のあるまちなみや住環境を保全・向上させていくために、本地区計画では「建築物等の用途の制限」、「建築物の建蔽率の最高限度」を定める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地：約 0.8ha		
	建築物等に関する事項	学院地区、中低層住宅地区	浄水場地区 A	浄水場地区 B
		建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物は、次に掲げる建築物以外のものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>戸建専用住宅</li> <li>共同住宅で1戸当たりの住居専用面積が40㎡以上のもの</li> <li>戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く)</li> <li>学校施設(大学含む。床面積500㎡以下)</li> <li>水道用水供給事業の用に供する施設</li> <li>工業用水道事業の用に供する施設</li> <li>社会教育的な活動又は、自治活動の目的の用に供するための集会所その他これに類する施設</li> <li>前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>	建築してはならない建築物は、次に掲げる建築物以外のものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>水道用水供給事業の用に供する施設</li> <li>工業用水道事業の用に供する施設</li> <li>前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の4	
土地利用の制限に関する事項	p.25 の計画図に示す保全区域 a は、緑豊かで安全かつ快適な住環境を守るため、樹林や草地を維持、保全し、かつ、建築物の建築及び工作物の築造をしてはならない。ただし、法面等の保護及び維持管理上、やむを得ないと認められる場合にあっては、必要最小限の工作物の築造及び伐採をすることができる。			

関西学院周辺地区地区計画 計画図



学院地区及び中低層住宅地区で建築物の建築等を行う場合、浄水場地区 A 及び浄水場地区 B で建築物の建築や用途の変更を行う場合、保全区域 a で工作物の築造及び木竹の伐採を行う場合は、景観地区の申請に加えて、当該行為に着手する 30 日前までに地区計画の届出が必要となります。

地区計画に関するお問合せ先  
 開発指導課・小規模開発指導チーム  
 (電話：0798-35-3619、3620)

凡例

	地区計画区域界
	都市計画道路
	巾取り
<b>地区施設</b>	
	緑地
<b>地区整備計画</b>	
	中低層住宅地区
	学院地区
	浄水場地区A
	浄水場地区B
	保全区域a



# 屋外広告物に関する基準

## 許可申請が不要となる広告物の規模

自家用(管理用)広告物の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業所(管理用広告物にあっては、一団の土地又は1物件)当たり、掲出する広告物の表示面積の合計が3㎡以下で、掲出数が3枚(基・個)以下、高さが4m以下の場合には許可申請不要</li> <li>※申請対象規模外でも基準への適合が必要。</li> <li>※案内誘導広告物、道標・案内図板等については規模に関わらず申請が必要。</li> </ul>
----------------	--

## 地区全域にかかる基準

掲出が禁止されているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自家用広告物(但し、案内誘導広告物、道標・案内図板等を除く)</li> <li>・可変表示式広告物等 (常時表示の内容を変えることができる広告物 〔例：デジタルサイネージ、電光表示板等〕)</li> <li>・可動式広告物等(照射する光が動くもしくは点滅のある照明及び回転灯を使用した広告物)</li> <li>・建築物の屋上に設置・表示する広告物</li> </ul>
表示面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一団の土地又は建築物等につき10㎡以下 (敷地面積が500㎡を超える場合にあっては15㎡以下)</li> </ul>
数 量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業所あたり4枚(基・個)以下</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・彩度の高い色(マンセル色票系による彩度が10を超える色。以下同じ。)は2色以下とすること。但し、付加基準が適用される場合(P.28)を除く。</li> <li>・彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、当該面の表示面積の1/2以下とすること。但し、付加基準が適用される場合(P.28)を除き、以下の場合はこの限りでない。</li> <li>(ア) 自家用、管理用広告物においては、広告物の色数が3色以下の場合</li> <li>(イ) その他の場合は、広告物の色数が2色以下の場合</li> </ul>

壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該壁面の表示面積の1/5以下、意匠が同一の物は1壁面1枚限り</li> <li>・壁面の外郭線から突出しないこと、窓・開口部をふさがないこと</li> <li>・表示面の下端から上端までの長さは、5m以下、地上から表示面の下端までの高さは8m以下、かつ建築物の軒の高さを越えて掲出しない</li> </ul>
-------	---

突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出幅は建築物の壁面から1.5m以下、道路境界線から1m以下</li> <li>・壁面の上端を超えて突出しないものであること</li> <li>・地上から表示面の下端までの高さは8m以下、かつ建築物の軒の高さを越えて掲出しない</li> <li>・地上から下端までの高さは歩道上2.5m以上、車道上4.5m以上</li> <li>・広告物の表示面以外の面は金属等で被覆し、露出しないものであること</li> </ul>
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数量は2基以下、高さは7m以下(ただし、4mを超える場合は付加基準適用)</li> </ul>
垣・塀利用広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置面の面積の1/4以下、掲出数は2個以下</li> <li>・垣・塀の外郭線より突出しないものであること</li> </ul>
アドバルーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅1.5m以下、高さ15m以下</li> </ul>
広 告 旗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面の面積は2㎡以下とし、道路上には掲出しない</li> <li>・路肩から5m以内に掲出する場合は、相互間距離は5m以上であること</li> </ul>
置 看 板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1方向の表示面積は、0.5㎡以下(両面1㎡以下)とし、数量は1基以下</li> <li>・道路上に掲出しない</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は、周辺の景観と調和したものとすること。</li> <li>・広告物等の数量及び面積は、必要最小限とすること。</li> <li>・広告物を表示しない面及び躯体にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾が表示面及び周辺の景観と調和したものとすること。</li> <li>・建築物に表示し、又は設置する広告物等は、当該建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状とすること。</li> <li>・複数の広告物等を掲出する場合は集約化するとともに、形状や掲出位置を統一し、建築物に掲出する広告物の地上から上端までの高さは、2階程度までの高さとする。</li> <li>・ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを除く。)であって、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号機の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ及び発光部分の大きさに配慮したものにあっては、この限りでない。</li> <li>・蛍光塗料(蛍光フィルムを含む)、反射光の強い塗料及び夜光塗料を使用しないものとすること。</li> </ul>

# 屋外広告物に関する基準

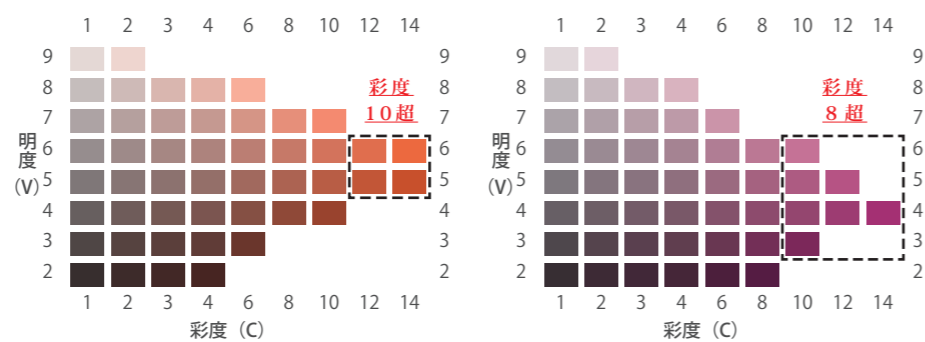
## 一定規模を超える場合にかかる付加基準

(敷地内の広告物の表示面積の合計が3㎡超、又は高さが4m超の広告物等がある敷地に適用)

数量	・接する道路から同時に望見できる同一内容の掲出は、2箇所以下とする。 (但し、高さが4mを超える広告物がない敷地は除く)
色彩	・表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。 (但し、周辺のまちなみ形成に支障がない場合で、建築物の素材及び色彩に調和させる場合を除く)

色相	R、Y R、Y	その他の色
彩度	10超	8超

・右の色彩を使用する場合は、2色以下とし、かつ表示面の面積の1/30以下とする。  
(但し、1個あたり0.5㎡以下の広告物を除く)

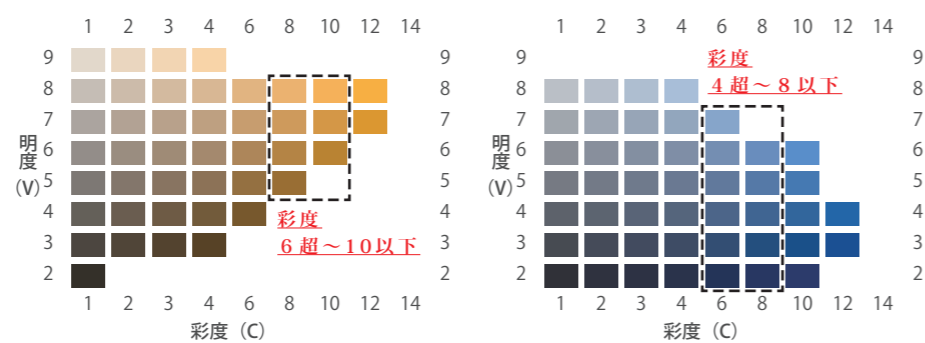


(例)



色相	R、Y R、Y	その他の色
彩度	6超～10以下	4超～8以下

・右の色彩を使用する場合は、2色以下とし、かつ表示面の面積の1/5以下とする。  
(但し、1個あたり0.5㎡以下の広告物を除く)

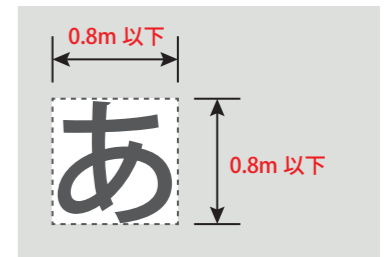


(例)



## 文字サイズ

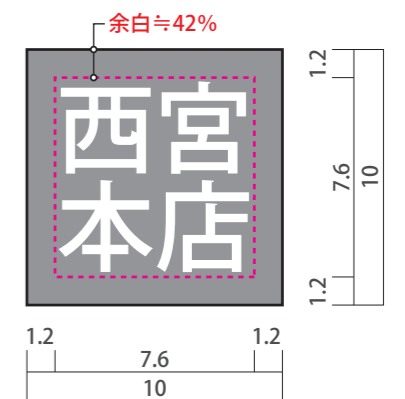
・一文字あたり 0.8m四方以下



## 余白

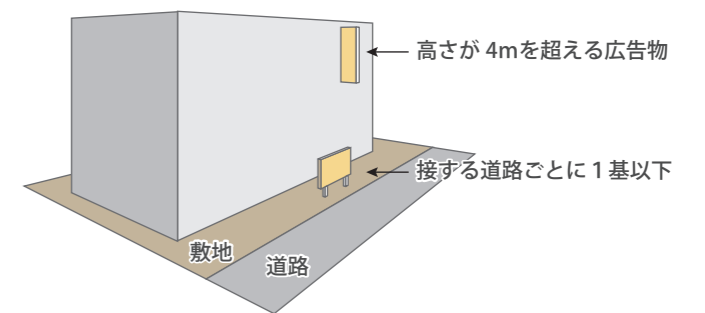
・文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%以上設ける。

(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地の広告物は除く)



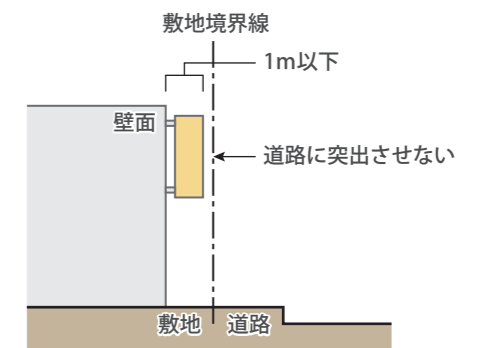
## 建植広告物

・接する道路ごとに1基以下とする。(案内誘導のためのものを除く)  
(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地は除く)



## 突出広告物

・壁面からの出幅は 1m以下。  
道路に突出させない。



## その他

・広告物等が敷地境界線から突出しないものとする。

## 経過措置

・令和2年5月31日以前に適法に設置されている広告物のうち、新たな基準に適合しない物件(既存不適格物件)は、経過措置期間を5年間設け、その期間中には是正していただくことになります。